

写 令和 2 年第 3 回臨時会

(8 月 5 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和2年第3回益城町議会臨時会目次

○8月5日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	2
日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第5 議案第84号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）	4
日程第6 議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について	15
日程第7 議案第86号 教育長の給料の特例に関する条例の制定について	18
日程第8 議案第87号 物品の購入について	19
日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について	20
閉会	21

8 月 5 日（水曜日）

令和2年8月第3回益城町議会臨時会会議録

1. 令和2年8月5日午前10時00分招集
2. 令和2年8月5日午前10時00分開会
3. 令和2年8月5日午前11時33分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第5 議案第84号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第86号 教育長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第87号 物品の購入について
- 日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について

7. 出席議員(17名)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 | 7番 吉村建文君 |
| 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 | 10番 中川公則君 |
| 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 | 13番 坂本貢君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員(1名)

- 4番 下田利久雄君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|-----------|-------------|
| 町長 西村博則君 | 副町長 向井康彦君 |
| 教育長 酒井博範君 | 政策審議監 河野秀明君 |

土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	木下宗徳君	総務課長	河内正明君
総務課審議員	遠山伸也君	企画財政課長	山内裕文君
住民保険課長	冨永清徳君	こども未来課長	松本浩治君
健康づくり推進課長	松永昇君	福祉課長	塘田仁君
産業振興課長	福岡廣徳君	復旧事業課長	増田充浩君
危機管理課長	岩本武継君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	水上眞一君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、4番下田利久雄議員から欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから、令和2年第3回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番上村幸輝議員、12番宮崎金次議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第3回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨日、熊本県で過去最多の37人が新型コロナウイルスに感染ということで、熊本県、熊本市はリスクレベルを最も高いレベル4に引き上げられています。これは、自分自身と周りの人を守るため、3密を避けるなど適切な予防策を取ることが非常に重要になってきています。町としても、情報の積極的な提供、そして対策をしっかり講じてまいりたいと思いますので、議員各位の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告について2件、一般会計補正予算について1件、条例の制定について2件、物品の購入について1件、工事請負契約の締結について1件でございます。

報告第9号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、公用車を運転中、左折の際に道路沿いに設置されていた民地ブロック塀に損傷を与えた対物事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故調査の結果、過失割合は町100%の認定がありましたので、修理費4万4,275円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。

なお、損害賠償金4万4,275円につきましては、保険会社から直接、相手方への支払いとなります。

以上が、報告第9号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、公用車を運転中、対向車と擦れ違う際に、停車中の相手方車体にミラーの先端が接触し、損傷を与えた対物事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の

規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故調査の結果、過失割合は町100%の認定がありましたので、修理費6万1,000円の全額を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。

なお、損害賠償金6万1,000円につきましては、保険会社から直接、相手方への支払いとなります。以上が、報告第10号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 議案第84号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第84号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第84号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開きください。

令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億168万2,000円を追加し、総額を238億4,183万7,000円としています。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を計上しております。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきましては、既に第1弾の交付限度額が示され、事業を実施中でございますが、国の2次補正におきまして2兆円の追加計上がなされ、第2弾として3億3,773万6,000円の交付限度額が示されたところです。

第2弾を活用しました町独自施策につきましては、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化などをはじめ、中長期的な視点に立った益城町の未来につながる施策を展開するため、予算計上したところです。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課山内です。

議案第84号について、予算書のほうの1ページを開けていただきたいというふうに思います。

令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）になります。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億168万2,000円を追加しまして、総額の238億4,183万7,000円としております。

6 ページをお願いします。

歳入になります。

16款の国庫支出金で1目総務費国庫補助金2億9,587万7,000円の補正予算としておりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を上げております。第1弾で1億4,000万程度の交付限度額が示されておりまして、今回が第2弾で3億3,700万程度が示されておりまして、その一部をですね、今回、補正として計上をしているところです。

活用の内容につきましては、新しい生活様式への対応、それから、未来につながる施策を展開していくというところで活用をしたいというところで、今回、八つの事業に対してこの交付金を活用したいということで計上をしているところです。

9目の教育費国庫補助金です。580万5,000円で、小学校費、それから中学校費、同じ補助金のほうを計上しております。学校保健特別対策事業費補助金で、小学校のほうが413万9,000円と、中学校のほうが166万6,000円です。補助率が2分の1の補助があります。補助裏のほうには臨時交付金のほうを充当をしてですね、事業としては一般財源なしで事業をしたいというふうに考えております。

7 ページです。

歳出予算になります。

2款の総務費、4目の企画費で3,600万円の補正で、地域ポイント活用促進事業委託料としております。キャッシュレス決済の普及促進を図るためのポイント付与として3,000円を1万人分、それから、運營業務委託合わせて3,600万ということで計上しております。

7目諸費が616万円で、印刷製本費のほうは、ましきメール登録勸奨用のクリアファイルとかリーフレット作成費、それから、委託料のほうは110万円で、ましきメールの機能改修委託料で、避難状況を把握するシステム改修をやりたいということで計上をしているところです。

次が7款商工費で、2目商工業振興費400万円の補正で、町内飲食店デリバリー導入実証業務委託料というところで、テイクアウトを行っている飲食店のお弁当等をタクシー事業者に配達をしていただくというところの実証事業を行うところでの計上です。

3目の観光費が400万円で、広告料が150万円。県内在住者を中心に観光客の誘客を図るPR事業費ということでの広告料。それから、委託料のほうは益城町再発見のツアー業務委託料が250万円で、町内の旅行代理店と協働をしまして、魅力発信の機会となるようなツアーを実施したいということで計上しているところです。

8 ページをお願いいたします。

7目の町内事業者等の支援事業、補正額が2億3,725万3,000円となっております。3節の時間外勤務手当から13節の使用料関係、複写機の借上げ、電話料等までが事務費としての計上、それから18節のほうは事業運営基盤強化支援金ということで2億2,500万円、50万円の450事業所分を計上しているところです。

事業者の対象としましては公共交通事業者、それから医療機関、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設、それから、商工業者等を対象としているところです。新しい生活様式に対応した

未来を見据えた店舗改修等の感染防止対策の費用に公金を使うということで計上をさせていただいているところです。上限が50万円というふうにしております。

9ページです。

10款の教育費で、2目の事務局費529万2,000円で、修学旅行中止費の助成金ということで、新型コロナウイルス関係で修学旅行がキャンセルの可能性もございますので、そのキャンセル料に充てる費用として計上をさせていただいております。

次が、1目の小学校管理費になります。827万2,000円。こちらのほうは、消耗品のほうに440万6,000円、それから借上げ料が48万1,000円、それから施設器具のほうに338万5,000円で、消耗品関係についてはマスクとかコピー用紙、それから体温計等、それから借上げにつきましては見学旅行のバスの増便を行うための増額分、施設器具のほうは、パーテーションとか大型扇風機、体温測定のカメラシステム等の購入を予定をしているところです。事業費の2分の1が国庫補助で、残りの半分については臨時交付金を充てることにしております。

一番下のほうが中学校の学校管理費で334万円。内容につきましては、小学校と同じような内容ということです。

10ページのほうが14款の予備費のほうで263万5,000円の減額をしております。

議案第84号につきましては以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐でございます。

議案第84号、益城町一般会計補正予算書（第7号）の中で、8ページ、商工費であります。

主に18節について質疑をいたします。

事業運営基盤強化支援金2億2,500万とあります。説明では、未来につながる施策の展開として、町内事業者の事業運営基盤の強化を目指して、事業所の改修費等の必要経費を上限50万円で補助するとあります。1事業者当たり事業所改修等50万円を限度に450業者との説明を受けております。第1次ときには町内業者は900で、その半数が対象でございます。

そこで2点ほどお尋ねをいたします。

提案のあった事業所改修等とはどのような改修を想定しているのか。予定業者が半数と見込んでいる理由。そして、事業の実施完了は、目途としては今年度中ぐらいと思っておるんですけども、こういう事業計画のような需要、または実施完了が見込まれるのかということが第1点です。

第2点目は、多分そうだと思いますが、未来につながる施策の展開に掲載されている施策は、第2次補正分の内閣府が示した家賃支援も含む事業継続や雇用維持等の対応分、これとしてみているのかどうかという、2点について質問いたします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。8番甲斐議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目が、事業所の改修等は具体的な例ということですね。それから、半数の理由、根拠ですね。それと完了の時期と。

まず、事業所の改修につきましては、例えば換気扇を設置するとか、レイアウトを変えると、そういったことが考えられるかと思いますが、事業者様がこの趣旨に合致するような改修を行われれば一応対象になるということになります。

それから、半数の理由といたしますが、大体1回目で900事業所ということにしておりませんが、1回目ときは農業者が入っておりませんでしたので、今回は一応農業者も入るということで、その総数の大体約半数というような捉え方をしております。

それと、この事業につきましては、一応、本年中には終わってほしいと。対策がですね。今年中に終わってほしいというところで計画をしております。

それから、2点目が、ちょっとすみません、よく聞き取れなかった。2次補正の範疇にあるかという感じですか。

○8番（甲斐康之君） 2次補正はですね、内閣府から2通りのものしかありませんと。1通りは、事業継続や雇用の維持等への対応と。この分にこれが入ってくるのか。

○産業振興課長（福岡廣徳君） そういうふうに理解しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 事業所改修というのは、感染とかレイアウト、そういった店舗の改修があるというふうに今認識しています。

予定事業者については、農業者数を今回加えているということですね。今年度中には終わるであろうというふうにお聞きしました。

2点目については、新しい生活様式ではなくて、雇用維持、そういう事業者向け用だと聞いております。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

内閣府がこれについては説明しておりますけれども、地方創生臨時交付金第2次補正分は益城町への交付額は3億3,773万2,000円であります。これについて県のほうの企画振興部企画課長及び総務部市町村課長からの文書があります。それを見ますと、先ほど言いましたけれども、1番の事業継続や雇用維持等への対応分として9,671万7,000円、そして2番目として、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等へ対応分として2億4,101万9,000円、こういうふうに配分が示されております。ただし、このお互いの流用は可能ということでもあります。

今回提案された当事業に係る財源、諸経費を含め、2億3,725万3,000円であります。実に第2次補正の交付額の7割を占めています。県の配分に沿った、もっと新しい生活様式へ重点を置いた対応へ見直すような検討はなされないのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 8番甲斐議員の2回目の質問にお答えいたします。

県から通知されている分では、雇用継続の分が約1億円ぐらいと、新しい生活様式が2億4,000万というふうな形になっているけど、見直しは行わないのかというようなお尋ねだったか

と思います。

一応、町としては第1弾のほうからもあって、第1弾でも1億4,000万ぐらい来ておりますし、第2弾で3億4,000万ぐらい来た。3億4,000万総額で新しい生活様式とか事業継続のために何が必要かということを検討した上で今回の事業と。県からはある程度の額は示されておりますが、先ほども言われましたように流用も可能だということですので、3億4,000万総額で検討をした結果、このような事業の内容になったことを御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 1回目の説明で、福岡産業振興課長のほうからですね、説明不足があったということですね、答弁をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。

1回目の答弁でちょっと不足した部分がありましたので、追加で説明をさせていただきます。

甲斐議員の言われました新しい生活様式でございますが、今回の産業振興課の対策の中で、テレワークの推進とかオンラインでの会議、それからオフィスは広々ととか、そういった働き方の新しいスタイルというようなところが今回のうちの事業の対象でもございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけ質問いたします。

一般会計補正予算のところ、8ページ。

同僚議員が質問したところの18節ですね、事業運営基盤強化支援金についてですが、対象について、これはいろんな施設が商工業者というような説明がありました。対象業者については第1回の支援事業というか、支援金も入っている。それと同じ対象の業者というか、そういうふうに言われたかと思うんですが、前回は国と県の支援を受けられない方というか、申請してない方ですね。要するに、減収が30%未満の方ですね。県が50%から30%、国が50%までの方ということだったんですが、今回もその事業者を対象とするのか、どうなのか。それとも、町内全事業者が対象なのか。その辺をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。14番中村議員の質問にお答えいたします。

1回目の事業といいますのが、新型コロナウイルス感染症対策支援金ということで、このときには感染の予防対策を取ってくださいということでございまして、このときはおっしゃられたとおり、国とかの補助とかを受けられてる方については対象外とさせていただいておりました。

今回は、先ほどからも説明がっておりますが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた対策に対する支援ということでございます。国とかの、例えば同じ換気扇をつける場合に、国の補助があったりしますが、そっちを使った場合は今回はそれについては申請はできない、ほかの対策であればオーケーだということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 分かりました。一応、対象は全事業者と。ただし、そういう改修を国の金とか何か使った分はもう出しませんよと、それ以外のことだったらまた出してやるということであって、要するに前回のように県とかあれの支援を受けた方は駄目だというんじゃないくて、そういうものは同じ改修はできないということですね。そう理解してよいですね。分かりました。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

補正予算の7ページ。商工業振興費の町内飲食店デリバリー導入実証業務委託料に400万円が計上されております。この飲食店デリバリー導入実証業務というのは、ほかの自治体にももう既に導入されているところがあります。具体的にどういう施策をするのかをお聞きしたいんですけども、徳島県的美馬市では、このデリバリーを使うということで、美馬市では合計500円以上から利用・注文ができ、配送料は市内であればどこでも1回の注文につき一律300円。それ以外にかかる費用を市が補助する仕組みで、利用者が住んでいる域や距離による配送料の増額などを気にせず、自宅で手軽にお店の料理を楽しめると書いてあるんですけども、益城町でもそのような形でデリバリーの実証実験をされるのかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 7番吉村議員の質問にお答えいたします。

具体的にはどういった施策かという御質問だったと思いますけども、まず、町内のタクシー事業者さんが行う新たなビジネスの事業化に向けた実証ということで、一応、これは月当たり4万円という定額で計画しております。

デリバリーをされたいお客様が飲食店に注文されて、その飲食店から契約されたタクシー業者さんのほうに取りに来ていただいて、それから配達してもらうというような流れでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 吉村です。今の話だと、月4万円を上限にタクシー会社にあれするというので、いくら以上注文して、それをタクシー会社が、仮に山本屋へ行って、500円以上のやつなのか。その最低金額を見通しているのかどうか。その辺を明確にしてもらわないと、結局、益城町にもテイクアウトするお店は十何店舗あると思うんですけども、お店にとっても、ある一定の分だけを利用する人は支払って、その上乗せになった分はタクシー業者に払うという形であれば、それはお店にとってもいいし、タクシー業者にとってもいいわけですよ。そういった具体的なものを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。吉村議員の2回目の質問のお答えさせていただきます。

まずその前にですね、4万円の内訳を言わせていただきたいと思いますけども、これは大体1

回当たり500円の4回、これが月に20日間あったとして一応4万円というような計算をしております。

これは実証実験ということでございまして、取りあえずこれでやっていただいて、将来的にはデリバリーを頼んだ方が負担をされるのかといういろいろな問題があると思いますけれども、それらをこの期間にある程度、飲食店さんはどれぐらい負担すればこの事業が成り立つのかとか、そういったことをこの期間に検討していただきまして、将来の事業化につながらないかというところでの事業でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） どうも僕は頭が悪いのかどうか分かりませんが、イメージできないんですね。結局、こちら側としては、お店側がデリバリーを頼まれて自分のお店の商品を買ってもらうと。それに対して、お店に対しては何ら負担はないと。結局、益城町といっても津森とか福田とか田舎のほうと、例えば、僕は今宮園に住んでますから街中なんですけども、これだと結局……。美馬市の場合是一律300円で、それから上乗せになった部分は町から負担しますよっていう形でお店も全然負担することなく、タクシー業者は上乗せになった分は自分ところの通常料金としてもらえるわけですから、消費者であり生活者である私たちは300円のデリバリー料だけ払えば全て商品が手元に来るということで、三方よしの実施になると思うんです。

だから、町がこういったデリバリーとかの実証をされるのであれば、一番得するのは町民でもあるし、町内のタクシー業者でもあるし、町内の飲食業者だと思うんです。その辺の仕組みをですね、もっと分かりやすくしていただければ。500円を4回とかどうのこうの、月4万円というのじゃなくて、1回につき町民は負担するのは300円と、その上乗せになった部分は町がこの事業で負担しますという形を取ったほうが、特に津森とか飯野とか、あっちのほうの住民の方は300円でデリバリーができるということであれば、これは非常に便利だなというふうになるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。吉村議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

一応、これは実証事業ということで、来年3月までの事業でございまして、将来的にもずっと町が負担するというのも一つの考え方かもしれませんが、今回は臨時交付金を使用するというので、年度内の事業ということになるかと思っております。それらも考えましてですね、先ほど議員さんが言われましたのも一つの方法かと思いますが、この実験をした上で、そういったことも今後は検討していかなければならないかとは思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

私は先週の金曜日、全員協議会で本案についての説明がございましたとき通告しました。とい

うのは、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、町のほうは第1弾と、今回の補正予算は第2弾でございます。

それで、第2弾を考えるに当たって、第1弾の実施状況、つまり先ほどから話が出ております1億4,000万を大体11事業、これがどういう状況になっているのか、これをまずはお聞きしたいということで、先週の金曜日、全員協議会のとき担当者のほうにはお願いをしました。まずそれをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の1回目の質問にお答えしたいと思います。

先日の全員協議会のときに質問をいただいております、資料を配付させていただきたいと思っておりますけれども、進捗状況としましては、第1弾としては1億4,000万ぐらいが交付されておまして、10の事業について実施しております。

早いものにつきましては、学校の図書カードの配付とかは5月に事業を実施しまして、すぐに事業が完了しまして、執行率も100%の執行をしているというような状況です。

それから、新型コロナウイルスの感染症対策の支援事業、900事業所に5万円の予算をつけていたところですが、こちらのほうも7月末で事業のほうが実施済みというふうになっております。大体65%ぐらい、3,000万弱ぐらいの支出を見込んでいるところです。

それから、花いっぱいエールプロジェクトということで、100万円の事業計画に対しまして、こちらのほうも6月には事業のほうが進んでおります。こちらのほうが91万円の執行がもう済んでいるということになっております。

その他の事業につきましては、大体20%とか30%ぐらい、あと、地元の飲食店あたりも60%ぐらいという状況になっておまして、トータルでいくと48%ぐらいの執行状況というところです。

最終的な3月の見込みの時点では、大体80%ぐらいの執行見込みになるというふうに今、見込んでいる状況です。

一応、一覧表のほうを作成をしておりますので、後ほど一覧表については配付をさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま答弁をいただきました。進んでいるの、進んでないの、いろいろあるかと思うんですけども、地方創生臨時交付金、国から頂けるやつをうまく使って、コロナに対する対応、これをきちっとしていくというのが一番大事だろうと思うんですね。

それと、第1弾の実施状況を見て第2弾は決められたのか。それとも、これとは全く別個なのか。これはこれ、新しいのは新しい生活様式とか、未来につながる施策の展開とか、こういう新しい項目で予算を組まれたのか、これについて2回目の質問としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

第1弾の臨時交付金につきましては、第1弾と第2弾につきましては少し考え方が違ってきて

いると考えております。

第1弾のほうは、新型コロナウイルス感染の拡大によって、今困難な状況に陥っている方々をスピード感を持って支援するという考えで事業を作成している、事業計画を立てているところで

す。
今回の第2弾につきましては、未来を見据えた新しい生活様式とか、それにつながるような対策についての施策として考えているところで、少し事業の内容が変わってきておりますので、第1弾の事業実施の状況を見ながら次を考えたということではないところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ありがとうございます。第2弾については、第1弾よりも少し様子が変わってきている、こういう話でございました。

ただ、あくまでもですね、新型コロナウイルスに関してですね、ある程度即効性のある、そして町民が元気づくような施策をしていかないと、町は何をやってるんだろうと、よく町民の方から聞かれます。ですから、目に見えるような施策ですよね。即効性、それをよろしく願いたいと思います。これが現在の第2次補正予算と言われればそれまでですけども、なかなか見えづらい感じがしますので、引き続いて、特に国からもらえる感染症対策地方創生交付金、これについてはですね、町民に見えるような形で何とか事業を組んでいただけるようによろしく願いたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。2点質問をさせていただきます。

まず1点目が、7ページの商工費、観光費、12節委託料の件なんですけれども、益城町魅力再発見ツアー委託料。説明として町内代理店と協働し、町の魅力を発信していく観光ツアーを実施と書いてありますけれども、もうちょっと詳細なですね、説明をお願いいたします。

例えば、町内に代理店が何件ありますよとか、あとは観光ツアーについてはどのような形で行っていきますよ、また、今、コロナの時期ですから、時期はいつぐらいからやっていくんですというのをですね、予算づけの上でのですね、一応詳細な内容をお尋ねしたいと思います。

次に9ページの教育費の事務局費の中のですね、18節修学旅行中止時助成金ということで、中止にならないことを祈念するものでありますけれども、修学旅行が中止となった場合に備え発生するキャンセル料を支援というふうになっております。その発生するキャンセル料の中身というか、数字的な根拠というかですね、どういう形でキャンセルという。例えば事務委託を受けている旅行の業者さんに対する事務とか、あとは交通費とか旅費とかいろいろあると思うんですけども、どういうふうな中身で今これは算出されているのかをですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

このツアー事業のもうちょっと詳細な説明をとということでございますけども、現在、町内には

旅行代理店さんが5店舗ございまして、その中で大体3店舗につきましてお話をしたところ興味を持っていただいていると。旅行代理店さんとバス事業者の支援という側面もございまして。

具体的にということですが、大体土日の運行で8回を予定しております。その中のバス代であったりとか食事代であったりとか体験代とか、これは今後代理店様の旅行の企画にも関わってくるかと思いますが、そういったもので委託料として8回分の200万で、ガイドさんの依頼とかパンフレットの作成費などが50万ありまして、合計で250万という形になっております。

それから、大体どういったところを回る予定かということでもありますけれども、現在、4車線化の工事が行われておりますが、それらの復旧の現状を見てもらうのも一つの案であるかと思っておりますし、将来またそれを見られた町外の方が、益城町が完成したときに、ああ、こんな町になったんだと興味を持っていただくというようなこともございまして、サンジ像ですね、それから、震災遺構であるとか、そういったことも考えておりますし、これは企業さんの同意があればございまして、町内の企業さんでもし体験とか何かできるのであればそういった体験とか、そちらのほうも構想としては描いているところでございまして。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

一般会計補正予算書の9ページ、教育費の事務局費、負担金補助及び交付金の修学旅行中止時の助成金についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては今回、全ての小中学校で10月から2月にかけて修学旅行が予定されておまして、もう既に小中学校におきましては業者さんとの打合せを行ってお願いをしているところでございます。

これにつきましては、町の予算の措置はございまして、全て保護者の積立てというか、負担になっておりますのでですね、詳しい中身についてはこちらのほうで把握しておりませんけれども、学校に聞きましたところによりますと、業者さんによってそれぞれ、1か月前からキャンセル料が発生するですとか、半年前の申し込んだ時点からキャンセル料が発生するですとか、そういう話を聞いております。

お尋ねの交通費ですとか、旅行会社の事務費ですとか、そういうものをひっくるめたところでのキャンセル料ということで、一応、今回は3週間程度前にキャンセルした場合の大体20%程度が発生するということで予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

まず、商工費のほうでは、ぜひですね、時期の検討だけをよろしくお願いしてやっていただきたいと思っております。

また、今、教育費のほうの保護者積み立ての分が厳しいということになるんだらうと思っておりますけれども、3週間前で20%ということですので、キャンセル料としては保護者積み立てであれば、ぜひそれは返すというのはいいのかなと思うんですけれども、ただ一つ質問させていただいたのは、いろいろなキャンセル料が、今、事業所によっては戻ってくるのか、業者さんのほう

にですね。その辺がありますので、その辺の精査をですね、しっかりやっていく体制でですね、やっていただければ何の問題もないのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐康之でございます。

議案第84号、益城町一般会計補正予算書（第7号）における、商工費、町内事業者等支援事業の事業運営基盤強化支援金2億2,500万について、事業額の見直しを求めて原案のままでの採決に反対いたします。

理由として、内閣府が示した第1回の交付金、これは四つの柱に資する取組としてあります。

一つは感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築という取組とあります。益城町にはこれによって1億4,058万1,000円交付されました。これについては、ひとり親家庭、就学援助世帯等や高齢者等へのタクシー券交付事業など11の事業に交付されております。分別についてはされていませんでした。

第2次補正は、交付事業に2通りの指針、分別が示されています。一つは家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として9,671万円、二つ目は新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分として2億4,101万9,000円、合計の3億3,773万6,000円となっています。

今回、提案の事業運営基盤強化支援金2億2,500万円について、諸経費を含みますと交付額の実に7割を占めます。確かに、新型コロナウイルス感染症に影響を受けている事業者向けの支援は大事であります。しかし、指針に示されている町民への新しい生活様式への対応の配分が大幅に減額されていることについては、承服できないところです。

他の自治体では、学校給食費の支援とか、プレミアム商品券の発行などがなされていると聞いております。特に、ひとり親家庭、就学援助世帯、子育て世帯、高齢者への支援、感染症拡大で収入が減少している世帯などへの支援をさらに増額すれば、地域経済の活性化などにつながるのではないのでしょうか。これは重視すべきです。

よって、事業者向けの支援は大事ですが、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分の割合をもっと増加させるべきだと考えます。国への実施計画提出期限は9月30日であります。もう一考されることを求めて、原案のままでの採決に反対をいたします。以上反対です。

○議長（稲田忠則君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

17番坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 17番坂田みはるでございます。私は、議案第84号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）について賛成するものです。

今回提案されました、議案第84号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第7号）は、新型コ

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したもので、益城町の交付限度額 3 億 3,773 万円について、町独自施策の第 2 弾として、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等をはじめ、中長期的な視点に立った益城町の未来につながる施策を展開しようとするものです。

7 款商工費 7 目町内事業者等支援事業の 18 節事業運営基盤強化支援金につきまして、補助金対象の事業者は町内に店舗または事業所を有する事業者であり、商業、工業、農業の事業者はもとより、交通・運送の事業者、社会福祉施設事業者、医療機関など町内で事業を展開しておられる事業者が補助の対象となっております。

また、この支援金は、事業所の改修など集客の促進や労働環境の改善といったウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業展開を描き、実現していくことができるよう、基盤強化を目的とした支援であり、さきに説明があったように新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等をはじめ、中長期的な視点に立った益城町の未来につながる施策を展開するものであると思うものです。

町民が安心して町内の店舗を訪れることができる、店側も安心して接客ができる、雇用主は従業員が安心して働くことができるような職場環境をつくることことができるというようなことになれば、町民の安全安心な生活に大いに寄与するものかと思われまます。

以上のことから、私は、議案第 84 号、令和 2 年度益城町一般会計補正予算（第 7 号）について賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第 84 号、令和 2 年度益城町一般会計補正予算（第 7 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第 84 号「令和 2 年度益城町一般会計補正予算（第 7 号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11 時 15 分から再開いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議案第 85 号 町長等の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第 6、議案第 85 号「町長等の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第85号、町長等の給料の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

今般、教育委員会部局の30代職員による公金窃取事件が発覚しました。職員の懲戒処分に関する指針に基づき、当該職員本人は免職、管理監督責任として担当課長を戒告及び担当係長を訓告処分したところです。

熊本地震からの復旧・復興に一丸となって取り組む中、このような不祥事が起きたことは、町民の皆様をはじめ、全国から御支援を頂いている多くの方々を裏切る行為であり、誠に遺憾であります。今回の不祥事に対する責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料減額を提案するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第85号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。

議案第85号、町長等の給料の特例に関する条例の制定について質問します。

今回、本臨時議会へ町長、また次の議案で教育長等の給料の減額に関する条例、これが議会に提出をされました。ということは、今回の不祥事案についての発生原因や教訓事項等が明確にされ、2度とこのような不祥事案が発生しないよう、再発防止のための施策や職員教育が行われたものと推察をいたします。

そこで質問ですが、今回の不祥事をどのように分析し、再発防止のための施策として今後どのように取り組まれていこうとされているのか、お伺いをします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員、1回目の御質問にお答えをいたします。

まず、どういったふうに取り組んでいくかということで、やはり、私も37年間、役場のほうに勤務しておりましたが、こういった形でというのはあまり経験がないかなと。首長の処分というのは、減給というのはあまり記憶してないんですが、やはり懲戒基準というのをつくっております。今、益城のほうですね。これは、実は国と同等の基準ということで、ここをやったということで、ただ、職員がなかなかここあたりを理解してないのかなと。びしっとまた今、職員へ回覧も全職員に回すような形で、こういったことをやったらこういった処分があるよということで、非常に厳しい処分の内容になっております。ひょっとしたら中身によっては国より重い基準になっておりますので、やはりまず自分事として捉えて、こういったことをやったらどれだけ影響があるかというのは職員が認識しなければと思っております。

ただ、研修ですね。先ほど宮崎議員が言われましたように、研修については不足しているのが、災害とかですね、あったというのも、これは言い訳にならないと。やはり、サービスの研修とか、そ

れと危機管理の研修ですね、ここあたりも危機管理に入ってくると思いますので、しっかりまた取組をやっていきたいということで考えております。

それともう一つですね。ここにたくさん管理職がおりますが、ふだんからのコミュニケーションですね。様子がおかしいとかですね、そういった相談事とか、これは私も含めてなんですが、幹部が常に部下のほうの様子を見ながら声かけしたりとか、相談に乗ったりとか、そういった形も私たち幹部のほうも研修が要るかなということで、しっかりまたそこあたりも再発防止に向けて取り組んでいきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁をいただきました。正直言って、私もちょっと今、町長の答弁でびっくりしました。というのは、公務員が自己の責任でこういうのをやったらどういう処分があるんだちゅうのは当然そういうのは知ってるべきだろうと、まだそういう認識が甘いという人がおいでになるという、そのことについて若干びっくりするとともに不安になりました。

今回の不祥事案、これはもちろんあってはいけないんですけども、多くの職員を抱えていると、必ずしも全てうまくいかないと思うんです。いろんなことが起きると思うんです。ただ、起きたとき、それをよく分析をして、二度と起こさないようにすることが何よりも大事だろうと、こういうふうと思うんです。そこが不十分だとまた同じことが起きてしまう。ですから、私は先ほどからそのことをお聞きしてるんです。

起きたからといって、いじめるわけでも何でもありません。こういうですね、大きな組織になると、必ずそういうのが起きる。起こさないようにするんですけど起きてしまう。そのときですね、いかにそれを二度と起こさないようにするか、それが一番大事だろうと思います。

そこで2回目の質問は、では、今回の不祥事案に伴っていろいろ措置をなされたと思いますが、町長、副町長、教育長は、直接職員に対してこの事案についての説明なり教育なり、これをなされたのかどうか、これだけお尋ねをしたいと思います。よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

当然、職員に対しての中身についての訓示、そこあたりはやっております。ただ、全職員というのは、幹部でとにかくやってくださいと、そこあたりをやっております。そして、ホームページだったり、益城のイントラの中でこういった懲戒の基準、こちらについて、それと文書で各職員には綱紀肅正ということで回しております。これは当然やるべきこと。

それから、お金の管理とか、こちらについても、起こったことを、何で起きたか、これから二度と起きないためにはどうするのか、そこあたりも、会計の金庫を使うときは何人かで必ず確認をすとか、そこあたりは確認をしているところです。指示をして二度と再発がないようにということでやっております。

また、ほかの事案についてもですね、しっかり私たち管理職が下を、先ほど申しましたように、ふだんからの様子とかですね、生活の態度とか、そちらのほうもたくさんいろんな職員がおりますので、しっかりまた相談に乗りながら、困り事あたりがあったときも、しっかりまたこちらの

ほうが指導しながらとか、困り事の相談を受けながらということでもたやっけていきたいということでも取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、二度と再発しないようにですね、また取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁をいただきました。

答弁の内容をもう一回確認させていただきますが、再発防止のための教育をなされた。それはそれぞれの課長さんを通じて職員の方に、こういうことが起きたぞ、こういうことをやっちゃいけないよと確認、お金の取扱いについてもこうだよと、こういう教育をなされた。つまり、直接はですね、どこかに集めて時間を取って教育はしてない、こういうことでよろしいですか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

教育というかですね、こちらのほうも当然、危機管理研修ですね、ここあたりも入れる予定でしたが、コロナ関係でですね、こちらの支援とかですね、そちらのほうがありますので、こちらについても当然分けて、全職員を集めて研修を計画したところです。これは近々、もう少し落ち着いたらまた研修をやりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号、町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第85号「町長等の給料の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 教育長の給料の特例に関する条例について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第86号「教育長の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第86号、教育長の給料の特例に関する条例の制定について御説明申

し上げます。

先ほどの議案第85号と同様で、教育長の給料減額を提案するものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第86号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号、教育長の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第86号「教育長の給料の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第87号「物品の購入について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第87号、物品の購入について御説明申し上げます。

平成26年4月から消防の広域化により、本町の常備消防事務を熊本市に委託しているところでございますが、益城西原消防署の財産が益城町に帰属したことにより、同署内にある消防車両の更新につきましては本町で実施することになっております。

今回の提案につきましては、平成12年12月に購入をしました火災現場で消火活動を行います水槽付消防ポンプ自動車は20年を経過し、熊本市消防局が定めております更新基準を大幅に超過しておりますので、本町の消防力の充実を図るため、新たに購入しようとするものでございます。

なお、購入する車両は緊急車両であるという特性上、補修などのメンテナンスが必要な場合、迅速に対応いただく必要がありますので、熊本県内に本社を置き、水槽付消防ポンプ自動車を取り扱う業者を選定し、指名競争入札を実施しました。

契約金額は5,368万円で、契約の相手方は熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社でございます。

なお、費用につきましては、令和2年度阿蘇くまもと空港環境整備助成事業により、契約金額の45%である2,415万6,000円の助成を受けることが決定しております。

残額の2,952万4,000円につきましては、国の緊急防災・減災事業債を活用し、交付税措置を受けることにより、町の実質的な負担は885万7,200円となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号、物品の購入についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第87号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第88号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第88号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

潮井地区災害復旧工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災し、通行ができなくなっておりました杉堂集落から潮井水源への進入路である農道を改良復旧するものです。

工事の主な内容としましては、道路土工一式、法面工一式、用排水構造物工一式、コンクリート舗装工一式となります。

契約金額は1億34万2,000円で、契約の相手方は熊本県下益城郡美里町畝野2900番地、株式会社西村建設でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第88号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで令和2年第3回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員